

宮城県環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場の認定実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「法」という。）」第20条の規定による体験の機会の場の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- 一 体験の機会の場 自然体験活動の場その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場としての土地又は建物をいう。
 - 二 認定 体験の機会の場で行う事業の内容等が第3条各号に掲げる要件のいずれにも適合している旨の知事の認定をいう。
 - 三 国民、民間団体等 事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体をいう。
 - 四 申請者 体験の機会の場として認定を受けようとする土地又は建物の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（国民、民間団体等に限る。）で認定の申請をしようとする者をいう。
 - 五 認定体験の機会の場 認定を受けた体験の機会の場をいう。
 - 六 認定民間団体等 認定体験の機会の場を提供する国民、民間団体等をいう。
 - 七 年度 認定民間団体等が定款等により定める事業年度をいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(認定の要件)

第3条 申請者は、次の各号に掲げる要件を満たすことにより認定を受けることができる。

- 一 認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業（以下「申請事業」という。）が、国の「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（平成24年6月26日閣議決定）に照らして適切なものであること。
 - 二 申請事業において環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと。
 - 三 申請事業について適切な計画が定められていること。
 - 四 申請事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること。
 - 五 申請事業が特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - 六 申請事業が利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと。
 - 七 申請事業がこれに1年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。
 - 八 認定の申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができない。
- 一 第12条第1項から第3項までの規定により認定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

- 二 法人その他の団体であつて、その役員（法人でない団体にあつては、その代表者）のうちに前号に該当する者があるもの

（認定の対象となる区域）

第4条 認定の対象となる体験の機会の場の区域は、提供される土地又は建物の全部が宮城県の区域内に含まれる場合（提供される土地又は建物の全部が仙台市の区域内に含まれる場合を除く。）とする。

（認定の申請及び手続き）

第5条 申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した様式第1による申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- 二 体験の機会の場の名称及び所在地
- 三 申請事業の内容
- 四 申請事業の対象となる者の範囲
- 五 申請事業のために体験の機会の場を提供する期間

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し
- 二 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- 三 申請者が第3条第2項各号の規定に該当しないことを説明した書面
- 四 申請の日の属する年度の直前の年度における申請事業の実績を記載した書類
- 五 申請の日の属する年度及び翌年度における事業計画書及び収支予算書
- 六 申請事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。）について記載した書類
- 七 申請事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類
- 八 申請事業の参加に要する費用の額及び事業の参加定員に関する事項を記載した書類
- 九 認定の申請に係る土地又は建物の位置を示す地図及び土地若しくは建物の登記事項証明書又はこれに準ずるもの
- 十 申請事業を実施することについての事業の実施者の同意書
- 十一 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 前項第11号の規定によるその他参考となるべき事項を記載した書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 事故発生時に備えて加入している施設賠償責任保険やレクリエーション保険等への加入状況が分かる証書等の写し
- 二 第8条各号に規定する事項の遵守を誓約する書類
- 三 その他知事が必要と認める書類

4 知事は、認定に必要な限度において、体験の機会の場及びその関連する施設等の調査を、その職

員にさせることができる。

- 5 知事は、認定をしようとするときは、あらかじめ県教育委員会に、申請事業について学校教育の一環として利用する場合に問題があるかという見地から協議しなければならない。
- 6 知事は、認定をした場合は、遅滞なく、申請者に対し様式第2による環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場の認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。
- 7 知事は、申請事業の内容等が第3条第1項各号に掲げる要件に適合しないと認める場合は、遅滞なく、理由を付してその旨を申請者に通知しなければならない。

（変更等の届出）

- 第6条 認定民間団体等は、原則として第5条第1項各号に掲げる事項の変更があった日から起算して30日以内に、様式第3により、変更のあった事項に係る第5条第2項各号に掲げる書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、県教育委員会に通知するものとし、必要に応じて申請事業について学校教育の一環として利用する場合に問題があるかという見地から協議するものとする。
 - 3 知事は、第1項の規定により届け出された事項（以下「届出事項」という。）が第3条第1項各号に掲げる要件に適合すると認める場合は、遅滞なく、届出事項を反映した認定証を交付するものとする。
 - 4 認定民間団体等は、届出事項を反映した認定証が知事から交付されたときは、届出事項が反映されていない認定証を知事に返還しなければならない。
 - 5 認定民間団体等は、原則として認定体験の機会の場の提供を行わなくなった日から起算して30日以内に、認定証を添えて様式第4によりその旨を知事に届け出なければならない。

（認定の期間）

- 第7条 認定の期間（以下、この条において「認定期間」という。）は、原則として5年とする。
- 2 認定期間の更新を受けようとする者は、原則として認定期間の満了日の60日前までに、様式第5による更新申請書を知事に提出しなければならない。
 - 3 知事は、前項の規定による更新申請書を受理したときは、第10条第1項の規定により、認定民間団体等に対し、更新申請書の内容について必要な事項を確認するため、報告若しくは資料の提出を求めることができる。
 - 4 知事は、第2項の規定による更新申請書が第3条第1項各号に掲げる要件に適合し、かつ第12条第1項から第3項までに掲げる事由がないと認める場合は、認定期間を更新するものとする。
 - 5 知事は、前項の規定による更新した場合は、遅滞なく、認定期間を更新した認定証を交付するものとする。
 - 6 認定民間団体等は、前項の規定による認定証が知事から交付されたときは、認定期間が更新されていない認定証を知事に返還しなければならない。
 - 7 第1項の規定は、第4項の規定により更新した場合について準用する。
 - 8 知事は、第4項の規定による更新を認めない場合には、遅滞なく、理由を付してその旨を通知するものとする。

(遵守事項)

第8条 認定民間団体等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 認定体験の機会の中で行う事業（以下「認定事業」という。）の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置を十分に講じること。
- 二 認定事業において事故や問題（以下「事故等」という。）が生じたときは、知事にその概要について速やかに報告するとともに、自ら適切に対処すること。
- 三 第10条の規定による報告若しくは資料の提出、又は調査を求められたときは、これに協力すること。

(認定体験の機会の場合に係る周知等)

第9条 知事は、認定をしたときは、県教育委員会に通知するとともに、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、第5条第1項各号に掲げる事項について周知するよう努めるものとする。

- 2 知事は、第6条第1項の届出を受理し、その届出の内容等が第3条第1項各号に掲げる要件に適合するとき及び第6条第5項の届出を受理したとき及び第7条第4項の規定による更新を決定したときは、前項の規定を準用する。
- 3 認定民間団体等は、当該土地又は建物が認定体験の機会の場合である旨の表示をすることができる。

(報告、助言等)

第10条 知事は、その認定体験の機会の場合の提供の適正な実施を確保するために必要な限度において、認定民間団体等に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその認定体験の機会の場合の適正な運営を図るため必要な助言をすることができる。

- 2 知事は、認定民間団体等に対し、認定体験の機会の場合の提供において事業の参加者及び実施者に事故等が生じた場合は、原則として事故等の発生から起算して30日以内に、様式第6による報告をすることを求めるものとする。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、法の趣旨から必要な範囲において、認定体験の機会の場合及び認定民間団体等の事業所の調査を行うことができる。
- 4 認定民間団体等は、毎年、年度毎に認定事業の運営状況について、原則として年度終了の日から起算して3ヵ月以内に、様式第7により知事に報告しなければならない。
- 5 前項の規定による報告は、前年度における認定事業が年度を超えて行われる場合等年度ごとの実施の状況及び収支決算の報告が困難であるときは、知事が定める期間における実施の状況及び収支決算とする。

(表示の制限)

第11条 体験の機会の場合を提供する者は、その土地又は建物が認定を受けていないのに、認定体験の機会の場合であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(認定の取消し等)

第12条 知事は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 認定事業の内容等が、第3条第1項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。
 - 二 認定民間団体等が、第6条第1項及び第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - 三 認定民間団体等が、第10条第1項及び第2項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
 - 四 認定民間団体等が、偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- 2 知事は、第8条第1号及び第2号に掲げる事項が遵守されず、第3条第1項第4号及び第8号に掲げる要件に適合していることが確認できないときは、第1項第1号の規定により認定を取り消すことができる。
- 3 知事は、第8条第3号に規定する事項のうち調査に係る事項が遵守されず、第3条第1項各号に掲げる要件に適合していることが確認できないときは、第1項第1号の規定により認定を取り消すことができる。
- 4 知事は、第1項から第3項までの規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その理由を付してその旨を認定の取消しを受けた者に通知しなければならない。
- 5 認定民間団体等は、前項の規定による認定の取消しを通知されたときは、認定証を知事に返還しなければならない。
- 6 知事は、認定を取り消したときは、第9条第1項の規定を準用する。

(事務局)

第13条 この要綱における事務は、環境生活部環境政策課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、様式1から様式7（参考様式を除く。）までの改正規定は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（平成31年7月1日）から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。